

別表（第2条、第7条関係）

区分	事業主体	助成対象活動	助成対象経費	助成額	活動実績報告書に添付する書類
1 グループ活動助成事業	本市に住所を有し、又は本市に所在する事業所等に勤務、並びに本市に所在する学校等に通学するおおむね5人以上の18歳以上の者で構成された団体又はグループ	次のいずれかに該当する活動 男女共同参画に関する啓発・学習活動 女性のための相談活動 男女共同参画に関する調査、研究又は出版に関する活動	補助対象事業の実施に要する次に掲げる経費とする。 講師謝礼金 会場借上料 その他次に掲げる経費の合計額 ア 調査費、出版費及び飼料代 イ 通信運搬費、印刷費及び消耗品費	予算の範囲において、1団体又は1グループにつき毎年度1回とし、1万円を限度とする。	支出したことを証する書類 その他参考となる資料
2 研修会等参加費助成事業	本市に住所を有し、又は本市に所在する事業所等に勤務、並びに本市に所在する学校等に通学する18歳以上の者	国及び地方公共団体が主催し、共催、又は後援する男女共同参画に関する会議、フォーラム、シンポジウム等への参加	交 通 費	1 次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、予算の範囲内において、1人につき毎年度2回以内とする。 南河内地域(本市を除く。)及び堺市 600円 大阪府内(前号を除く。) 1,000円 大阪府外 2,000円	参加証等の写し その他参考となる資料
			宿 泊 費	2 宿泊を必要とする場合は、前項の適用を受ける者を除き、予算の範囲内において、1人につき毎年度1回に限り5,000円を助成する。	

南河内域とは、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、南河内郡の各町村